34年以上	36年未満	417,600
36年以上	37年未満	418,300
37年以上		419,000
暫定再任用		303,400

別表第八（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
18年未満		417,900
18年以上	19年未満	418,900
19年以上	20年未満	419,900
20年以上	21年未満	420,900
21年以上	22年未満	422,000
22年以上	23年未満	424,000
23年以上	24年未満	430,100
24年以上	25年未満	436,600
25年以上	26年未満	443,400
26年以上	27年未満	448,900
27年以上	28年未満	456,800
28年以上	29年未満	466,900
29年以上	30年未満	472,600
30年以上		480,400
暫定再任用		422,900

別表第九（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
11年未満		346,100
11年以上	12年未満	350,800
12年以上	13年未満	355,600
13年以上	14年未満	360,400
14年以上	15年未満	364,900
15年以上	16年未満	371,200
16年以上	17年未満	377,500
17年以上	18年未満	382,800
18年以上	19年未満	389,400
19年以上	20年未満	395,000
20年以上	21年未満	401,200
21年以上	22年未満	407,300
22年以上	23年未満	412,100
23年以上	24年未満	417,700
24年以上	25年未満	423,300
25年以上	26年未満	428,400
26年以上	27年未満	434,400
27年以上	28年未満	440,200
28年以上	29年未満	446,100
29年以上	30年未満	455,100
30年以上	31年未満	458,900
31年以上	32年未満	464,500
32年以上		464,600
暫定再任用		345,300

別表第十（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
11年未満		323,400
11年以上	12年未満	329,600
12年以上	13年未満	336,800
13年以上	14年未満	342,700
14年以上	15年未満	348,300
15年以上	16年未満	354,500
16年以上	17年未満	361,000
17年以上	18年未満	366,600
18年以上	19年未満	373,100
19年以上	20年未満	378,900
20年以上	21年未満	384,700
21年以上	22年未満	390,200
22年以上	23年未満	394,600
23年以上	24年未満	400,000
24年以上	25年未満	404,700
25年以上	26年未満	409,200
26年以上	27年未満	413,800
27年以上	28年未満	417,700
28年以上	29年未満	421,600
29年以上	30年未満	426,900
30年以上	31年未満	431,300
31年以上	32年未満	434,100
32年以上	33年未満	434,200
33年以上	34年未満	435,000
34年以上	36年未満	435,500
36年以上	37年未満	436,000
37年以上		436,500
暫定再任用		308,200

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和七年度分の教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担金から適用する。